

指定管理者との緊急修繕費の負担関係

担当課：大阪府中央卸売市場

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 府は平成 24 年度より市場経営の効率化と市場の活性化を目的として指定管理者制度を導入（～平成 28 年度）した。</p> <p>2 大阪府中央卸売市場の管理運営業務契約書で定められている緊急修繕費に関して、府と指定管理者である大阪府中央卸売市場管理センター株式会社との負担関係は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100 万円以下は指定管理者の負担。</li> <li>・ 100 万円超は協議によりどちらの負担かを決定。</li> </ul> <p>3 指定管理者の有する緊急修繕費予算は 50 百万円で、未使用残額がある場合は、府に精算金として納付する必要がある。（平成 24 年度は未使用残額なし。）</p> <p>4 府としては、100 万円超のものは市場業務を行う上での根幹に関わるものもあるので、本来、府が行うべきと考えており、緊急性を要するなど便宜的に指定管理者が行うほうが良いものは指定管理者が行えるように協議事項としているとのことである。</p> <p>【参考：大阪府中央卸売市場の管理運営業務契約書（抜粋）】</p> <p>第11条 大阪府中央卸売市場管理センター株式会社（以下「乙」という。）は、中央市場の施設・設備について突発的に発生する不具合に対応し、中央市場の機能を維持するために緊急に施工する必要がある修繕工事（以下「緊急修繕」という。）を実施するための経費として修繕費を設ける。</p> <p>2 乙は、原則として、大阪府（以下「甲」という。）が毎事業年度定める計画額（予算額）の範囲内で、緊急修繕を実施するものとする。</p> <p>3 乙は、見積金額が100万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える緊急修繕を実施しようとする場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。緊急修繕の当該事業年度の累計額が前項の計画額（予算額）を超えることが見込まれる場合も、同様とする。この場合において必要と認めるときは、甲は、計画額（予算額）を増額するものとする。</p> <p>4 乙は、毎事業年度の終了後、当該事業年度における緊急修繕の実績額が計画額（予算額）を下回った場合は、当該下回った差額を精算金として甲に納付し、上回った場合は、当該上回った差額を負担する。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、乙は、当該事業年度の緊急修繕の実績額が計画額（予算額）を下回った場合において、甲の承認を得たときは、当該下回った差額を翌事業年度以降平成28年度までの修繕費に充当することができる。</p>	<p>1 府は、指定管理者からの依頼により 100 万円超の修繕工事（9 件、15 百万円）を実施している。その中には、防犯カメラ修繕工事等（1 百万円）等があるが、緊急性を考慮すれば、指定管理者の実施とも判断される可能性のある工事があり、府の考え方に沿った負担となっているかどうかは明確でない。</p> <p>2 指定管理者においては、3月に 31 百万円の予算が執行されており、100 万円超の修繕工事（4 件、18 百万円）を実施している。その中には、車止め修繕工事（6 百万円）等があるが、協議録も残されていないため、負担関係についてどのような判断がなされたのかが明確でない。</p>	<p>1 府の考え方に沿った意思決定がなされないリスクが存在するため、明確なルールを作成する必要がある。</p> <p>2 府の考え方に沿った意思決定がなされたか検証できないリスクが存在するため、協議の過程を協議録として残す必要がある。</p>
<b>事務事業を所管する大阪府中央卸売市場の見解</b>		
<p>1 日常の補修・メンテナンス関係の緊急修繕については、場内業者のニーズに基づきスピード感のある事業実施を図る観点から指定管理者の業務としているが、100 万円超のものについては、市場業務を行う上での根幹に関わり、計画修繕や大規模改修に類するものであることから、基本的には開設者の役割であると認識している。</p> <p>2 ただし、年度により、府の予算の執行状況や指定管理者が実施する緊急修繕に係る経費の増減を勘案する必要があること、また、緊急性を要するなど指定管理者が実施するほうが効率的である場合などが予測されることから、協議事項としている。</p> <p>3 見積もりで 100 万円超のものの負担協議については、書面協議の記録を残していく。</p>		
<b>委員意見</b>		
<p>府の明確な考え方（例えば、資本的支出となるものは全て府が実施する。）を明文化したルールを作成し、指定管理者と合意形成した上で、そのルールに則って協議を行い、証跡としての協議録を残されたい。</p>		
<b>措置の内容</b>		
<p>緊急修繕費の負担に係る府の考え方を作成し、指定管理者と合意するとともに、協議が必要な事項については、書面協議を行い、決裁の中で協議内容を明確にするようルール化した。今後とも適正な指定管理者制度の運用に努める。</p>		